

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 29日

明石市長 殿

提出者

住所 兵庫県明石市川崎町1番1号

氏名 川崎重工業株式会社  
環境・エネルギー管理部長 小西 達也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-921-1846

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	川崎重工業株式会社 明石工場
--------	----------------

事業場の所在地	兵庫県明石市川崎町1番1号
---------	---------------

計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業、2694 ロボット製造業、3134 船用機関製造業、3142 航空機用原動機製造業
--------	--

②事業の規模	製品出荷額 12,402,617万円 (2021年実績)
--------	------------------------------

③従業員数	2,760人
-------	--------

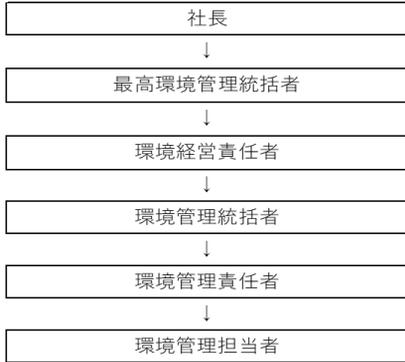
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1, 1-2のとおり
---------------------	----------------

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

全社における環境管理組織



明石工場における環境管理組織



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッションへの積極的な取り組みを行っている。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) 直接最終処分率1%以下になるように努める。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する産業廃棄物には各々廃棄場所を指定し、他の廃棄物と混合しないように保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を維持し、更なる再生利用に繋げていきたい。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
—		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組)		
—		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組)		
—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（            年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
—		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
—		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（            年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組) 産廃処分業者と委託契約を締結する場合は、社内規程に基づき事前に現地視察を行い書類として記録、委託後も定期的に現地視察を行った。		

	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	<b>別紙2のとおり</b>
全処理委託量		
優良認定処理業者への 処理委託量		
再生利用業者への 処理委託量		
認定熱回収業者への 処理委託量		
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き定期的に現地視察を行い、適正処理に努める。	
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（ 2022 年度実績）】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	238 t
	(今後実施する予定の取組) 既に参加し使用しているため、今後も継続して使用する。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程【発生工程】

黒字…普通産廃

赤字…特管産廃

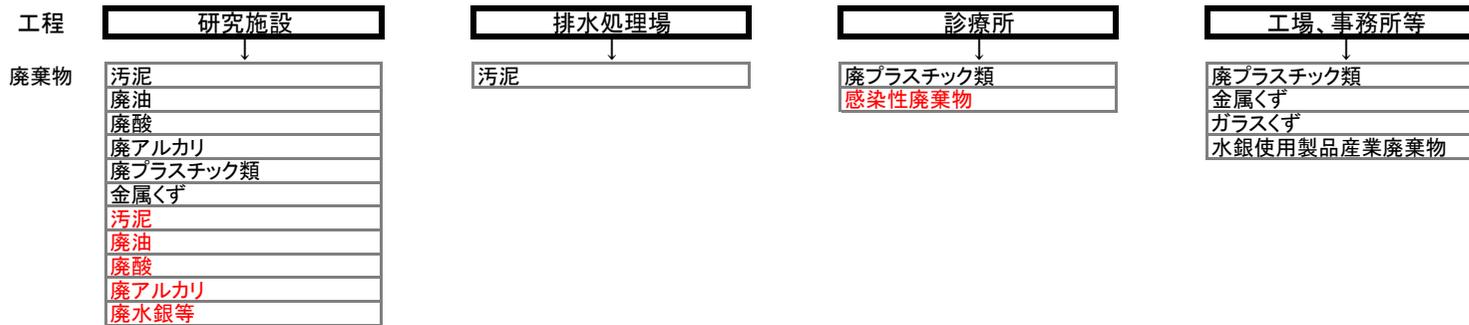
ジェットエンジン、ガスタービン製造工程



産業用ロボット製造工程



製造外工程



当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程【処理フロー】

廃棄物の種類	中間処理	最終処分または再資源化の方法
引火性廃油	⇒ 焼却	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 焼却	⇒ セメント原料化
	⇒ 焼却	⇒ 管理型最終処分
強酸	⇒ 中和 脱水 焼却	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 中和 脱水	⇒ セメント原料化
	⇒ 中和・無害化 脱水	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 中和 脱水 焼却	⇒ 管理型最終処分
強アルカリ	⇒ 焼却	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 焼却	⇒ 製鉄原料化orセメント原料化
	⇒ シアン分解	⇒ 製鉄原料化
	⇒ 中和 脱水	⇒ セメント原料化
	⇒ シアン分解	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 中和 脱水 焼却	⇒ 管理型最終処分
感染性廃棄物	⇒ 焼却	⇒ セメント原料化
	⇒ 溶融	⇒ 路盤材原料化or酸化亜鉛原料化
特定有害産業廃棄物 (廃油)	⇒ 蒸留	⇒ 再製品化
	⇒ エマルジョン燃料化	⇒ エマルジョン燃料化
特定有害産業廃棄物 (汚泥)	⇒ 焼却	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 焼却	⇒ 製鉄原料化orセメント原料化
特定有害産業廃棄物 (廃酸)	⇒ 中和・無害化 脱水	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 中和 脱水 焼却	⇒ 管理型最終処分
特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ)	⇒ 焼却	⇒ 路盤材原料化
	⇒ 中和 脱水	⇒ セメント原料化
	⇒ 中和 脱水 焼却	⇒ 管理型最終処分
廃水銀等	⇒ 焙焼	⇒ 再製品化

別紙2 特別管理産業廃棄物処理計画書

現状:前年度(2022年度)実績量

計画:今年度(2023年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000引火性廃油	3.4	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.4	3.4	3.4	3.4	0	0.0	3.4	3.4	0	0.0
7100強酸	38	37.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	38	37.6	38	37.6	0	0.0	0	0.0	33	32.7
7200強アルカリ	138	136.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	138	136.6	138	136.6	5	4.6	4	3.9	134	132.7
感染性廃棄物(金属くず、廃プラ)	0.1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.1	0.1	0.01	0.01	0	0.0	0.01	0.01	0	0.0
特定有害産業廃棄物(廃油)	49	48.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	49	48.5	48	47.5	11	10.9	0	0.0	0	0.0
特定有害産業廃棄物(汚泥)	2.2	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.2	2.2	2.2	2.2	0	0.0	2.2	2.2	0	0.0
特定有害産業廃棄物(廃酸)	3.9	3.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.9	3.9	3.9	3.9	0	0.0	0	0.0	3.9	3.9
特定有害産業廃棄物(廃アルカリ)	3.0	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0	0.0	0	0.0	3.0	3.0
合計	237.6	235.2	0	0	0	0	0	0	0	0	237.6	235.2	236.5	234.1	15.6	15.4	9.5	9.4	173.9	172.2

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。